

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱

平成 30 年 4 月 1 日
埼玉県農林部

(目的)

第 1 条 この要綱は、埼玉県主要農作物種子条例（平成 30 年条例第 20 号、以下「条例」という。）に基づき、県内において普及を促進する主要農作物について、その優良種子の生産及び普及を促進するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(奨励品種)

第 2 条 この要綱に基づき、県が供給に係る取り組みを行う種子は、県内に普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）として県が定めた主要農作物とする。

(奨励品種の決定)

第 3 条 県は、本県の気象、土壌、農業者の経営状況及び技術水準並びに主要農作物の需要動向等を十分考慮し、別に定める基準により、埼玉県種苗審議会の審議を経て、奨励品種を決定（採用又は廃止）するものとする。

(埼玉県種苗審議会)

第 4 条 埼玉県種苗審議会は、前条に規定する奨励品種の決定に関する事項に加えて、次の事項を審議するものとする。

- 一 奨励品種の決定基準に関する事項
- 二 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- 三 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- 四 その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

(奨励品種決定調査)

第 5 条 県は、奨励品種の決定に当たって、当該品種の県内における普及性及び特性等を把握するための調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。

- 2 奨励品種決定調査の方法等については、別に定めるものとする。

(種子計画の樹立)

第 6 条 県は、条例第 3 条の規定に基づく種子計画を策定するに当たっては、種子の需給の見通しに関する次の事項を考慮するものとする。

- 一 作物別・品種別の作付動向
 - 二 他都道府県との種子の移出入の見込・計画
 - 三 その他種子の需給の見通しに関し必要な事項
- 2 埼玉県米麦改良協会又は譲渡の目的をもって主要農作物の種子を生産する者は、前項各号の事項について、次の期日までに、様式第 1 号を用いて知事に報告するものとする。
- | | |
|----------|-------|
| 稲、大豆 | 2 月末日 |
| 大麦、裸麦、小麦 | 9 月末日 |
- 3 種子計画においては、条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する「主要農作物の種子の生産に関し必要な事項」として、必要に応じて次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 本要綱第7条に基づく指定採種ほ場の指定に関する事項
 - 二 原種及び原原種の生産に関する事項
 - 三 種子の在庫に関する事項
 - 四 その他種子の生産に関し必要な事項
- 4 県は、種子計画を定めた場合は、それを遅滞なく県ホームページにおいて公表するとともに関係機関等へ通知するものとする。

(ほ場の指定及び整備)

第7条 県は、前条第2項の計画に基づき、譲渡の目的をもって又は委託を受けて、主要農作物の一般種子を生産する者が経営するほ場を、指定採種ほとして、様式第2号を用いて指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者(株式会社、公社等の法人を含む。)は、様式第3号を用いて、次の期日までに、申請書(正副2部)を、県に提出しなければならない。

稲、大豆 5月末日(ただし、作付開始前まで)

大麦、裸麦、小麦 10月末日

ただし、申請に係る一般種子の生産が他からの委託による場合は、当該委託者が申請者の一覧を付して代理申請を行うことができるものとする。

- 3 第1項に規定するほ場の指定における条件その他必要な事項については、埼玉県主要農作物指定採種ほ等設置要領で定めるものとする。
- 4 県は、第1項に規定するほ場の指定を行った場合に、ほ場、その他の条件が一般種子生産に不適であると認められたときは、ほ場の指定を取り消すことができるものとする。

(原種及び原原種の生産)

第8条 県は、条例第4条の規定に基づき、県内の指定採種ほにおいて優良な一般種子の生産が行われるために必要な原種及び原原種(以下「原種等」という。)について、原種ほ及び原原種ほ(以下「原種ほ等」という。)の設置等により自ら生産するとともに、県以外の者が経営する原種ほ等を指定原種ほ及び指定原原種ほ(以下「指定原種ほ等」という。)として指定することにより、全体として確保するよう努めるものとする。

- 2 前項の指定原種ほ等の指定にあたっては、前条の指定採種ほの指定に係る規定を準用するものとする。
- 3 原種等の生産に係る事項は、埼玉県主要農作物原種等生産基準に定めるところによるものとする。

(審査)

第9条 指定採種ほ及び指定原種ほ等の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、当該指定採種ほ及び指定原種ほ等における種子の生産に当たり、当該ほ場についてはほ場審査(栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査)を、当該ほ場における生産物について生産物審査(種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況についての審査)を受けるものとする。

なお、ほ場審査及び生産物審査(以下、総称して「審査」という。)の基準は、種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に準じて、埼玉県主要農作物指定採種ほ等審査実施要領(以下「審査実施要領」という。)で定めるものとする。

- 2 県は、指定種子生産者の請求に基づき審査を行うものとする。審査の準備及び実施方法等については、審査実施要領で定めるものとする。
- 3 県は、生産物審査の適正化を図りかつ優良な種子の確保に努めるため、生産物審査実施前に

あらかじめ下見会を行うものとする。下見会の実施方法等については、埼玉県主要農作物種子生産物審査下見会実施要領で定めるものとする。

- 4 県は、審査の結果、別に定める審査基準に適合すると認められるときは、当該請求者に対し、ほ場審査にあつては様式第4号で定めるほ場審査証明書を、生産物審査にあつては様式第5号で定める生産物審査証明書を、交付するものとする。

(勸告等)

第10条 県は、指定種子生産者、指定種子の生産を委託した者及び関係団体に対し、優良種子の生産及び普及のために必要な勸告、助言及び指導を行うものとする。

- 2 県は、指定採種ほ又は指定原種ほ等において適切な種子生産ができるよう、指定種子生産者等に対し、種子生産技術について適正な指導を行うものとする。

(助成)

第11条 県は、埼玉県米麦改良協会が行う、優良種子の生産及び安定供給に係る対策に要する経費の一部を補助することができる。

(報告)

第12条 埼玉県米麦改良協会又は譲渡の目的をもって主要農作物の種子を生産した者は、当年度まきの種子の生産、配布実績又は取扱実績について、次の期日までに、県に報告するものとする。

稲、大豆	9月末日
大麦、裸麦、小麦	1月末日

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、主要農作物種子の生産及び普及に関し必要な事項は、農林部長が別に定めることとする。

埼玉県知事

（埼玉県米麦改良協会会長 印）
 会社名
 代表 印

年主要農作物種子の需給の見通しについて（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 作物名 _____

2 種子の需給見通し

品 種	前年配布実績	3年後需要見込	増 減	備 考
	kg	kg	%	

注1 主要農作物の作物別及び品種別に、おおむね3年後の種子の需給見通しを、作付品種の普及見込みを考慮し記入すること。

2 作付品種は、当該作物の主要品種とする。

3 備考欄は、増減の著しい品種の増減理由を記入する。

3 種子需給計画

品種名	県内種子 需要見込 A	県内産種子 移出見込 B	予定在庫 C	県外産種子 移入見込 D	繰越在庫 E	予定種子 生産量 (A+B+C) - (D+E)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合 計						

注1 主要農作物の作物別及び品種別に種子の需給計画を記入する。

4 県外産種子移入見込み量（D）及び県内産種子移出見込み量（B）の内訳

品種名	移入元別見込み量			移出先別見込み量		
	〇〇県	△△県	計	□□県	▽▽県	計
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合 計						

備考

- (1) 移入元及び移出先については、該当する都道府県等を記載すること。
- (2) 移入元又は移出先欄については、必要に応じて行を追加すること。

※ 1～4の事項を記載してある資料がある場合、添付して替えることができる。

様式第2号（第7条関係）

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第7条第1項の規定により 年産
指定採種ほ（指定原種ほ、指定原原種ほ）として指定する。

年 月 日

（埼玉県〇〇農林振興センター所長 印）
（埼玉県農業技術研究センター所長 印）

指定種子生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）指定申請書

年 月 日

〔〇〇農林振興センター所長
農業技術研究センター所長〕

申請者 住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第7条第1項の規定による指定採種ほ（指定原種ほ、指定原原種ほ）の指定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物の種子の種類名	同左品種名

- 2 農業経営の規模
- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
- 5 その他

備考

- (1) 申請書は、正副2部を提出すること。
- (2) 1については、ほ場1枚ごとに記載すること。
所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (3) 3については、自家採種以外の採種についての経験の有無を記載すること。
経験がある場合は、採種に係る主要農作物の種類、回数及び場所を記載すること。
- (4) 5については、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合は、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。
- (5) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

ほ場審査証明書

年 月 日

審査請求者 住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（〇〇農林振興センター所長 印）
（農業技術研究センター所長 印）

下記の指定採種ほ（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産される主要農作物の一般種子（原種、原原種）は、埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第9条第2項の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品種	ほ場所在地	見込収穫面積(a)	見込生産数量(kg)	備考

備考 この証明書は、ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付すること。

様式第5号（第9条関係）

（用紙の大きさは、縦5センチメートル、横10センチメートル以上とする。）

号	生産物審査証明書		年産
区分			
審査請求者	住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
種類		品種	
種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に 適合すると認められるので、この旨証明する。			
年 月 日			
埼玉県 印			

備考

- (1) 番号欄については、県が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載すること。
- (2) 区分欄については、一般種子、原種又は原原種の別を記載すること。
- (3) 種類欄については、主要農作物の種類（陸稲うるち、陸稲もち、水稻うるち、水稻もち、大麦、裸麦、小麦又は大豆のいずれか）を記載すること。